

個人情報保護審議会答申第 140 号の概要

答申第 140 号（諮問第 165 号）

<p>件 名</p>	<p>監察官室が提出を命じた上、押収した携帯電話の解析にかかる携帯電話解析依頼書、報告書の類等の不開示（不存在）決定に関する件</p>		
<p>原処分の内容</p>	<p>不開示決定（令和元年 6 月 4 日） 愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、「監察官室が提出を命じた上、押収した携帯電話の解析にかかる携帯電話解析依頼書、報告書の類等」の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示決定をした。</p>		
<p>審査請求の内容</p>	<p>開示を求める審査請求（令和元年 6 月 12 日） 開示請求に係る個人情報を保有・取得している。解析結果に基づいて調査を受けたため。</p>		
<p>答申年月日</p>	<p>令和 2 年 7 月 17 日</p>	<p>諮問年月日</p>	<p>令和元年 8 月 27 日</p>
<p>答申内容</p>	<p><u>原処分妥当</u></p> <p>1 開示請求時において、本件開示請求書の記載内容では開示できない可能性がある旨を教示するとともにその補正案についても教示したが、審査請求人は、それを拒み補正することなく請求を行ったという処分庁の説明について、審査請求人が自らの携帯電話の提出及び解析に伴い監察官室が保管する文書を切に求めたいのであれば、本意ではないかもしれないが、補正に応じたものと考えられる。</p> <p>2 そうすると、審査請求人は、「提出を命じた上、押収した携帯電話の解析にかかる」や「指示し、記載させた」という開示請求書に記載した文言を重視したと解され、後日、審査請求人からそれらの記載文言のない開示請求があり、当該請求に対しては開示決定あるいは一部開示決定としているという処分庁の説明から、処分庁も同様にそれらの文言を重視しており、本件不開示決定において物理的な情報の存在の有無ではなく、「命じた上、押収した」ものや「指示し、記載させた」ものは存在しないとして不開示決定を行ったとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、また、処分庁の説明を否定するに足りる事情は認められない。</p> <p>3 したがって、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しないとしたことは妥当である。</p>		